

【 資 料 】

[決算審査特別委員会]

委員長報告（案）・口頭指摘（案）に対する意見

指摘	番号	意見・質問	区分	分科会
文書	1	<p>医療的ケア児に係る地域生活支援の充実について（福祉保健部）</p> <p>○医療的ケアを必要とする「小児慢性特定疾患児童等の一時預かり事業」について、年間 240 日の事業計画に対して、利用実績が 1 日ということだが、当事者はいろいろな問題を抱えておられると思うので、県として当事者から利用できない理由を直接聞き取るなど、アウトリーチ的に隘路を解消するための状況把握に努めるよう記述すべき。</p>	意見	福祉生活
	5	<p>第Ⅲ期病院改革プランの点検・評価と次期改革プランの策定について（病院局）</p> <p>○「特別な理由がなく支払いに応じない者も多くいる」とあるが、「多く」とはどれくらいの割合なのか？ またそれは、「支払えない理由が把握できていない者」ということなのか？それならそのように書くべきだと思う。そうしないと、その中には、こちらが把握できていないだけで、生活貧困で払えていない者も含まれている可能性があり、まるで生活困窮者が悪人かのようにとられかねない。</p> <p>○「実効性の高い次期改革プラン」の「実効性」とは、どのような内容を含んでいるのか？ また、コロナ感染の広がりから、改革プランに含まれている「地域医療構想推進」が現実的でなくなったことから、総務省が今年夏までに示す予定だった次期改革プランの策定指針や改定時期は「改めて示す」と都道府県に通知（10/8 ごろ）し、次期プランの策定は事実上延期されていると思うが、どうか？ そうであるなら、今回の決算指摘事項に「次期プラン」のことは書くべきではないと思う。</p>	意見	病院事業
口頭	8	<p>工業用水道事業について（企業局）</p> <p>○「他の経営手法の調査」とあるが、他の経営手法とは、PPP や PFI 手法も含まれるのか？</p>	意見	県営企業